

第三類 第二號

(三三三)

第七十四回帝國議會
衆議院

請願委員第一分科(内閣、大藏省所管及他)會議錄(速記)第二回

會議

昭和十四年二月二十日(月曜日)午前十一時
開議

出席委員左ノ如シ

主査代理 庄司 一郎君

長野 長廣君 伊東 岩男君

庄司 一郎君 行吉 角治君

青木 作雄君

兼務

坂東幸太郎君 長野 高一君

池田 清秋君 渡邊玉三郎君

伊藤東一郎君 川崎巳之太郎君

田中 源君 小平 重吉君

田代 正治君 丸山辨三郎君

高島龜太郎君 安倍 寛君

松永 義雄君 杉山元治郎君

池崎 忠孝君

委員長 佐保 畢雄君

同日本分科所屬員清寛君ハ第二分科所屬ト
爲リ第二分科所屬員福田悌夫君ハ本分科所
屬ト爲リタリ

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ
議員山道 襄一君 同 佐藤 與一君

第三類第二號 請願委員第一分科會議錄

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

一 赤心章制定ニ關スル件(第六〇號)

二 祭祀禮典振興ニ關スル件(第一三二號)

號)

三 肇國ノ紀元ニ關スル件(第一八〇號、
第二一九號)

四 建國祭休業日制定ノ件(第一九二號)

五 長慶天皇崩御地史蹟調査ニ關スル件
(第二一五號)

○庄司主査代理

是ヨリ開會致シマス、日
程第一、赤心章制定ニ關スル件、文書表第
六十號——紹介議員喜多壯一郎君

○坂東委員

本請願ハ是マデ二回紹介議員
ガ出マセスカラ私カラ紹介致シマス、要旨ハ
靖國神社例祭日ニ際シ一般國民ヲシテ平常
衣ノ儘赤心章ヲ佩用セシメ其ノ心裡ニ護國
ノ英靈ニ對スル感謝ノ念ヲ湧起セシムルハ
報國ノ精神涵養上最モ適當ナリト信ジマ
ス、仍テ政府ハ靖國神社例祭日ニ際シテ國
民ノ佩用スベキ赤心章ヲ制定セラレタシト
云フノデアリマス、委員トシテ申上ゲマス
ガ、是ハ最初ノ請願デモアリマスルシ、色
色他ニ併セテ研究スベキ點モアリマセウカ
ラ、參考送付ニシテ戴キタイト思ヒマス

○庄司主査代理

ソレデハ本件ハ政府ニ對
シテ參考送付トスルニ御異議ゴザイマセヌ
カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○庄司主査代理

ソレデハ參考送付ト決定
致シマス

○庄司主査代理

ソレデハ日程第二ニ祭祀禮
典振興ニ關スル件、文書表第百三十二號——
紹介議員小山谷藏君

○坂東委員

是モ代ツテ私カラ紹介致シマ
ス、要旨ハ敬神崇祖祭祀禮典ノ振興ハ我ガ
國體ノ根本デアリマス、故ニ明治天皇ノ祭
祀禮典ヲ復古シ給ヒシ大御心ヲ體シ奉ツ
テ、紀元二千六百年ヲ記念スル爲メ昭和十
五年ヲ期シテ盛大ナル奉祝式典ヲ舉行スル
ハ最モ有意義デアルト存ジマス、仍テ之ガ
式典ヲ舉行シ祭祀禮典ノ本義ヲ徹底セシ
メラレタイト謂フノデアリマス——是モ第
七十三議會デ採擇ニナツテ居リマスカラ、
採擇ヲ希望致シマス

○庄司主査代理

本案ノ採擇ニ御異議アリ
マセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○庄司主査代理

ソレデハ採擇ニ決定致シ

マス

○庄司主査代理

日程第三、肇國ノ紀元ニ
關スル件、文書表第百八十號、第二百十九
號ヲ併合致シマシテ審議ニ付シマス——紹
介議員山道襄一君

○山道襄一君

此ノ請願書ノ趣旨ハ極メテ
詳細ニ記述シテアルノデアリマスガ、茲ニ
ハ其ノ要旨ガ載セラレテアリマス、茲ニ載
セテアリマス通りデアリマシテ、人皇ノ祖
神武天皇ハ神代ノ祖 天照皇大神ト異姓ノ
帝王ニ在ラセラレズ、又其ノ宗家ヨリ分レテ
別ニ一國ヲ立テサセラレタルガ如キ副系ニ
モマシマサズ、故ニ我カ大日本帝國皇統ガ
天祖 天照皇大神ヨリ神代人皇ヲ通ジテ萬
世無窮ニ互ラセ給フコトハ何人モ疑ヒノナイ
所デアリマス、就キマシテハ萬世一系ノ皇
統御代數ハ皇統ヲ萬世ニ垂レサセ給ヒタル
皇元祖 天照皇大神ヨリ神代人皇ヲ通ジテ數
ヘ奉ルコトトセラレ、而シテ天壤無窮ノ皇
運ハ天地開闢ノ初ヨリ保有シ給ヘル事實ヲ
明示シ、肇國ハ世界ノアラユル古國ノソレ
ヲ超越セル事實ヲ表示セラレタイト云フコ
トガ、此ノ二ツノ請願ノ要旨ヲ爲シテ居ル
ノデアリマス、坂東君モ御承知下サツテ居

第三回 昭和十四年二月二十日

リマスル通りニ昨年モ此ノ請願ヲ出シマシテ御採擇シテ戴キマシタ次第デアリマス、洵ニ日本ノ肇國ニ關スル日本國民ト致シマシテハ重大ナ事柄デアリマスノデ、色々政府ニ於キマシテ此ノ調査等ヲ致シマシテ、決定ニハ種々ナ手數ヲ要スルコトト思ヒマスケレドモ、極メテ大切ナルコトデアリマスカラ御採擇下サイマシヤウニ御願致シタイノデアリマス

○坂東委員 此ノ請願ハ前議會ニモ出マシタノデ、當時政府ハ中々調査困難デアルト云フコトヲ言ハレタノデアリマスケレドモ、併シ日本ニハ古事記ト云フ寶典ガアリマスノデ、吾々日本國民ハ古事記ヲ信ジナケレバナラス、隨テ調査困難トハ言ヒナガラ調査出來ナイト云フ譯デハナイ、隨テ是非トモ調査セヨ、調べルノガ適當デアル、サウ云フ意味ヲ以テ採擇致シテ居リマス、今日ハ政府當局ガ居リマセヌガ、是非トモ研究スルヤウニ政府ニ要望致シマシテ、本案ハ採擇セラレンコトヲ希望致シマス

○庄司主査代理 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○庄司主査代理 御異議ガナケレバ採擇ニ決定致シマス

○庄司主査代理 次ニ日程第四、建國祭休業日制定ノ件、文書表第百九十二號——紹介議員佐藤與一君

○佐藤與一君 請願文書表ノ第百九十二號ニ簡單ニ請願ノ要旨ガ書イテアルノデアリマスガ、尙ホ私カラ紹介議員トシテ之ヲ補足シテ其ノ要旨ヲ申述ベタイト思フノデアリマス、我國ハ萬國ニ比類ナキ國體ト其ノ建國ノ歴史トヲ有シテ居ルノデアリマス、此ノ國ノ立初マリノ日ヲ祝フト云フコトハ、是ハ我が國體ノ然ラシムル所、國民精神ノ發スル所デアリマシテ、自然ニ國民ノ至情トシテ湧出ヅル所ノ矜持デアルノデアリマス、然ルニ之ヲ一日ノ奉祝トスルコト、竝ニ此ノ奉祝ガ唯形式的ニ行ハレテ居ルコトハ洵ニ遺憾デアリマシテ、請願者ハ此ノ祭典ヲ精神的ニ全國的ニ、今少シク長期ニ互ツテ之ヲ行ヒタイト云フノデアリマスガ、私ハ私見ヲ尙ホソレニ附加ヘテ申シマスレバ、建國祭ト云フ名稱ハ少シク當ツテ居ラヌカモ知レナイト思フノデアリマス、日本ニハ紀元節ト云フ國定ノ祭日ガアル、祝祭日ガアルノデアリマシテ、此ノ紀元節ノ外ニ建國祭トシテ御祝スルト云フコトハドウカト考ヘルノデアリマスガ、ソレハ同ジコトヲ御祝スルノデアツテ、名稱モ些々タル問題

デアリマス、併シ此ノ建國祭ニ於テモ紀元節ニ於テモ、私ハ單ニ神武天皇ガ二千五百九十九年ノ昔都ヲ橿原ニ御定メニナツタト云フコトヲ祝フ外ニ、前日程ニ於テモ述ベラレマシタ通り日本ノ肇國ヲ御祝ヒスル、或ハ天照大神ノ國ヲ御肇メニナツタコトハ、ソレヨリモ尙ホ古イ所ノ天御中主神ガ日本ノ國ヲ初メテ御肇メニナツタコト、此ノ高遠ナル國ノ肇リヲ祝フト云フ意味ヲ此ノ紀元節ヲ御祝ヒスル意味ノ中ニ私ハ加ヘタイト思フノデアリマス、請願者ニ於テモ若シ肇國祭ト云フヤウナ祭事ガ行ハルナラバ、勿論之ヲ祝賀スル、之ヲ奉祝スルト云フコトニ於テハ、紀元節若クハ建國祭以上ニシナケレバナラスト云フ意味デアラウト考ヘルノデアリマスケレドモ、先ヅ現在ノ所紀元節ト云フモノガアリ、其ノ當日ニ建國祭ガ奉祝サレテ居ル此ノ現状ニ即シマシテハ、請願ノ趣旨ノヤウニヤツテ戴キタイト熱望シテ居ルノデアリマシテ、請願人ハ七十歳ノ老村吏デアリマシテ、村役場ニ奉職シテ居ル洵ニ熱烈ナル愛國心ヲ持ツテ居ル者デアルト考ヘルノデアリマスカラ、ドウゾ御採擇アランコトヲ希望致シマス

○坂東委員 趣旨ハ大體諒承致シマシタガ、唯茲ニ年末年始ノ休日ヲ廢スルト云フコト

ガアリマスガ、此ノ點ハ相當研究スル餘地ガアルト思ヒマス、ソレハ年末ノ休ミハ各種ノ清算或ハ忘年或ハ正月ノ準備ト云フヤウナ意味モアリマセウシ、又元始祭カラ續イテノ休ミハ正月ヲ祝フト云フ意味ノ色々ナ會合、サウ云フ點カラ置イテ居リマスカラ、之ヲ全部廢止スルコトハ一寸困難デハナカラウカ、隨テ之ヲ廢止スルコトヲ交換條件トスル此ノ請願ハ相當研究ノ餘地ガアルト思ヒマス、ソレデ大體參考送付トシタイト思ヒマス

○佐藤與一君 只今坂東委員カラ參考送付ニシテ下サルト云フ御意見デアリマシテ、洵ニ有難イノデアリマスガ、實ハ年末年始ノ休ミヲ廢スルト云フヤウニ其處ニ書イテアルカモ知レマセヌケレドモ、其ノ意味ハ北海道竝ニ東北地方ノ風習ト致シマシテ、正月休ミト云フノガアルノデアリマシテ、其ノ休ミヲ廢シタイト云フ趣旨ノモノデアラウト私ハ解シテ居ルノデアリマスカラ、參考送付ヨリモ、若シ年末年始ノ休ミヲ廢スルト云フコトガアリマスナラバ、ソレハ惡イコトデアラウト思ヒマス、殊ニ年始ニ於キマシテハ四大節ノ一ツトシテ四方拜ノ御儀モアルノデアリマスカラ、ソレヲ奉祝スルトカ休ムトカ云フコトヲ廢スルト云フコト

ハ國民トシテ申上グラレナイコトデアルノ
デアリマスカラ、當然サウ云フ風ナ意思デ
ハナイト御解釋下サイマシテ、參考送付ヨ
リモ御採擇アランコトヲ重ネテ希望致シマ
ス

○坂東委員 併シ請願文トシテハ「冬季休
業又ハ年末年始休業ノ如キヲ廢止シ」ト斯
ウアリマスカラ、是ハ請願ノ趣旨ハ政府ニ
十分研究ヲ願フト云フコトトシテ參考送付
ガヤハリ適當ト思ヒマス

○渡邊委員 紹介議員ノ佐藤サシノ御意思
モアルノデアリマスガ、此ノ際紹介議員ニ
御尋致シマスガ、ソレヲ削除スルコトガ出
來ルカ出來ナイカ、條件附デソレヲ削除ス
ルナレバ採擇スルト云フコトハ出來得ルモ
ノカドウカト云フコトニ付テ、佐藤サシノ
御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○川崎委員 請願ノ趣意ハ請願者カラ申出
レバ削除ナリ撤回ナリガ出來ルデアリマセ
ウガ、紹介議員ガ削除スルト云フコトハ困難
カト思ヒマス、隨テ佐藤紹介議員ノ御趣意
ハ實ニ私共滿腔ノ誠意ヲ以テ賛成スル所デ
ゴザイマスガ、正月休ミ若クハ年末休ミヲ
如何ニシテ減ラスカ、廢止ハ無論イカス
ガ、十日カラトスルカ、一月十一日カラ後、
十三日マデ延スカ、十五日マデ延スカ、其

ノ邊研究ノ餘地ガアリマスカラ、一ツ研究
シテ貰フ意味ニ於テ政府ニ參考トシテ送付
スルノガ相當ト思ヒマス、政府委員モ見エ
テ居ナイシ、政府ノ意見モ聽ケナイト思ヒ
マスカラ、其ノ程度ニシテ趣旨ダケヲ私共
ハ此ノ委員會デ通過サセタイ、斯ウ云フ希
望デゴザイマスノデ、坂東委員ノ動議ニ贊
成致シマス

○庄司主査代理 參考送付ニ御異議ハゴザ
イマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○庄司主査代理 左様ニ決シマス

○庄司主査代理 日程第五、長慶天皇崩御
地史蹟調査ニ關スル件、文書表第二百十一
號——紹介議員坂東幸太郎君

○坂東委員 長慶天皇様ガ人皇第九十八代
ト御治定ニナリマシタノハ大正十五年十月
二十一日デアリマス、私ハ謹シデ其ノ詔書
ヲ玆デ拜讀シテ見タイト思フノデアリマス
朕惟フニ長慶天皇在位ノ事蹟ハ史乘ノ記
述審ナラサルモノアリ今ヤ在廷ノ臣僚ニ
命シ深究精覈セシメ其ノ事蹟明瞭ナルニ
至レリ乃チ大統中同天皇ヲ後村上天皇ノ
次ニ列ス玆ニ之ヲ宣示ス

御名 御璽
攝政名

大正十五年十月二十一日

宮内大臣 一木喜徳郎

内閣總理大臣 若槻禮次郎

斯ウゴザイマス、然ルニ洵ニ畏レ多イコ
トニハ、其ノ崩御地ガ現在尙ホ確定ヲ見ナ
イノデアリマス、而シテ其ノ候補地ハ全國
ニ數十箇所アリマス、東北方面デモ數箇所
アリマス、ソコデ政府ニシテ若シモ其ノ御
事蹟ヲ、殊ニ崩御前後ノ御事蹟ヲ徹底的ニ
調査シタナラバ必ズ判明スルコトト思ヒマ
ス、是ガ爲ニハ特別機關ヲ設ケテモ宜シイ
ノデアリマスガ、若シモ政府ニ於テ特別ノ
調査委員ヲ設ケテ、權威アル委員長指揮ノ
下ニ、國史専門家、考古學者、神社佛閣研
究専門家、速記者等ヲ一團トシテ候補地全
部ヲ歴訪シ、研究調査ヲ重ネマシテ、速記
者ハ其ノ口碑傳説等ヲ全部速記シテ、右總
テガ調査終了シタル上ニ、東京デ之ヲ材料
トシテ一大研究会ヲ開イテ研究シタナラ
バ、必ズ結論ニ到達スルモノト信ジテ居ル
ノデアリマス、紀元二千六百年式典マデニ
ハ是非共本史蹟ヲ明瞭ニシテ、之ヲ確定ス
ルト云フコトガ、國體明徴ノ上カラ見マシ
テ最モ必要ト存ジマスノデ、此ノ請願ヲシ
タヤウナ次第デゴザイマス、尙ホ第七十三
議會ニハ採擇ニナツテ居リマスカラ、採擇

ヲ希望致シマス

○川崎委員 斯様ナ重大問題デアリ、殊ニ
皇道主義ヲ以テ立ツテ居リ、更ニ之ヲ昂揚
スルコトヲ主眼トシテ居ル現内閣デアルノ
ニ、政府委員ガ一人モ出ナイト云フノハ、
實ニ驚人ツタ話デ、何處ノ所管カラカ出テ
呉レルモノト思ツテ居リマシタガ、非常ニ
残念ニ感ジマスノデ、其ノ意味ヲ申述ベテ
置キマス、ソレカラ長慶天皇ノ御陵ガマダ
分ラナイ、ソレデ紀元二千六百年式典ノ行
ハレル際ニ洵ニ相濟マヌ話デ、恐惧ニ堪ヘ
ナイ次第デゴザイマス、併シ宮内省デハ頻
リニヤツテ居ルヤウデゴザイマスガ、候補地
デ可能性ノアリサウナ所ガ餘リニ多クナツ
テ、容易ニ結論ニ達シナイヤウニ聞イテ居
リマス、請願者ノ説明ヲ承リマス、宮内
省デヤツテ居ル以外ニ、國家ノ別ノ機關ヲ
設ケルヤウニト云フ御趣旨ニ聽キマシタ
ガ、左様ナ意味デゴザイマスガ

○坂東委員 全ク川崎委員ト私ハ同感ナノ
デス、宮内省ノコトハ私共ニハ容喙出來マ
セヌガ、政府トシテ、殊ニ文部省トシテ、
史蹟調査ト云フ點カラ十分ニ研究スベキモ
ノデアアル、斯ウ私ハ考ヘルノデアリマス、
史蹟調査ハ文部省ノ當然ナ仕事デアリマ
ス、其ノ史蹟ノ中ニ於キマシテモ、殊ニ崩

御前後ノ史蹟ヲ十分ニ調査シマスナラバ、
必ズ崩御地ガ分リマス、サウ云フ意味デ政
府ニ向ツテ、徹底的調査ヲ要望スルト云フ
意味デアリマス

○渡邊委員 坂東委員ノ御意見ニ全ク賛成
デス、御採擇アラシコトヲ希望致シマス

○庄司主査代理 本案ハ滿堂ノ御賛成デゴ
ザイマスカラ、敬意ノ中ニ採擇致シタイト
思ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○庄司主査代理 採擇ニ決定致シマシタ、
以上ヲ以テ本日ノ日程全部ノ審議ガ終了ヲ
致シマシタ、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致
シマス、本日ハ是ニテ散會ヲ致シマス

午前十一時二十三分散會